

見附市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月17日

見附市長 稲田亮

見附市条例第33号

見附市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

第1条 見附市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例（昭和34年見附市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の172.5」を「、6月に支給する場合には100分の172.5、12月に支給する場合には100分の177.5」に改める。

第2条 見附市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「、6月に支給する場合には100分の172.5、12月に支給する場合には100分の177.5」を「100分の175」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の見附市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の規定は、令和7年12月1日から適用する。